

平成18年度（平成19年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金および預貯金	32,337	保険契約準備金	5,545,482
現金	531	支払準備金	45,086
預貯金	31,806	責任準備金	5,404,395
コ ー ル ロ ー ン	172,000	社員配当準備金	96,001
買入金銭債権	85,944	再 保 険 借	82
金銭の信託	10	そ の 他 負 債	191,471
有 価 証 券	4,156,689	債券貸借取引受入担保金	15,160
国債	1,832,429	借 入 金	123,000
地方債	91,857	未払法人税等	327
社債	375,488	未 払 金	13,015
株式	770,518	未 払 費 用	9,957
外国証券	927,059	前 受 収 益	2,976
その他の証券	159,334	預 り 金	3,036
貸 付 金	1,193,770	預 り 保 証 金	23,833
保険約款貸付	183,836	金融派生商品	1
一般貸付	1,009,933	仮 受 金	163
有形固定資産	557,055	退職給付引当金	51,656
土地	334,904	保険金等支払引当金	3,825
建物	217,412	価格変動準備金	10,750
建設仮勘定	552	再評価に係る繰延税金負債	32,735
その他の有形固定資産	4,186	支 払 承 諾	113
無形固定資産	25,847	負債の部合計	5,836,118
ソフトウェア	12,475	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	13,371	基 金	161,000
再 保 険 貸	6	基金償却積立金	100,000
そ の 他 資 産	72,554	再 評 価 積 立 金	281
未 収 金	34,939	剰 余 金	103,421
前 払 費 用	1,274	損失てん補準備金	1,331
未 収 収 益	25,863	そ の 他 剰 余 金	102,090
預 託 金	2,342	基金償却準備金	25,000
金融派生商品	36	社員配当平衡積立金	4,880
仮 払 金	307	当期末処分剰余金	72,210
そ の 他 の 資 産	7,790	基 金 等 合 計	364,703
繰延税金資産	8,809	その他の有価証券評価差額金	142,036
支払承諾見返	113	繰延ヘッジ損益	△ 1
貸倒引当金	△ 1,129	土地再評価差額金	△ 38,848
		評価・換算差額等合計	103,187
		純資産の部合計	467,890
資産の部合計	6,304,009	負債および純資産の部合計	6,304,009

- 注1. 有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等（国内株式および外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成13年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
- 5,967百万円
4. 有形固定資産の減価償却の方法は、建物については定額法により、建物以外については定率法により行っております。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
- なお、その他有価証券のうち時価のある外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は、3月中の平均為替相場により円換算しております。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可

能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は383百万円であります。

7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）にもとづき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 保険金等支払引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定にもとづく引当金であり、過年度の支払請求書を対象とした再調査の結果から発生した追加的な保険金等の支払予定額および支払見込額を計上しております。
9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。
10. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
11. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日企業会計基準委員会）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券の一部にかかる為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
12. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度の費用に計上しております。
13. 責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
 - (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。
15. 当年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は467,891百万円であります。
16. 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。
- (1) 前年度において区分掲記していた「不動産および動産」は、当年度からは「有形固定資産」として表示しております。
 - (2) 前年度において「その他の資産」に含めていた「無形固定資産」は、当年度からは「無形固定資産」として区分掲記しております。なお、前年度において「その他の資産」に含めていた無形固定資産は25,944百万円であります。
 - (3) 前年度において区分掲記していた「株式等評価差額金」は、当年度からは「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
17. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は15,109百万円であります。
18. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、5,862百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は6百万円、延滞債権額は4,112百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額221百万円、延滞債権額161百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
 - (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は423百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。
 - (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は1,318百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
19. 有形固定資産の減価償却累計額は227,558百万円であります。
20. 特別勘定の資産の額は48,078百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。

21. 子会社等に対する金銭債権の総額は31百万円、金銭債務の総額は1,343百万円であります。
22. 取締役および監査役に対する金銭債務総額は315百万円であります。
23. (1) 繰延税金資産の総額は106,126百万円、繰延税金負債の総額は78,614百万円であります。
- 繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、18,702百万円であります。
- 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、
- | | |
|------------|----------------|
| 税務上の繰越欠損金 | 50,878百万円、 |
| 退職給付引当金 | 18,648百万円、 |
| 減損損失 | 9,209百万円、 |
| および有価証券評価損 | 6,273百万円であります。 |
- 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、
- その他有価証券の評価差額 75,914百万円であります。
- (2) 当年度における法定実効税率は36.1%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、基金利息△4.1%、社員配当準備金△2.1%であります。
24. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機があります。
25. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|------------|
| 前年度末現在高 | 105,847百万円 |
| 前年度剰余金からの繰入額 | 2,626百万円 |
| 当年度社員配当金支払額 | 12,572百万円 |
| 利息による増加等 | 100百万円 |
| 当年度末現在高 | 96,001百万円 |
26. 子会社等の株式または出資金は8,177百万円であります。
27. 担保に供されている資産の額は、有価証券34,205百万円であります。
28. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は73百万円であります。
29. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は142,317百万円であります。
30. 貸付金にかかるコミットメントライン契約の融資未実行残高は、4,500百万円であります。
31. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
32. 外貨建資産の額は 487,733百万円であります。
- | | |
|--------|-------------|
| (主な外貨額 | 3,638百万米ドル、 |
| | 365百万ユーロ |
| | 7百万英ポンド) |

33. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定にもとづき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は447百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

34. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、17,692百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

35. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△79,338百万円
ロ. <u>年金資産</u>	<u>12,308百万円</u>
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△67,030百万円
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	12,119百万円
ホ. <u>未認識数理計算上の差異</u>	<u>5,710百万円</u>
ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△49,200百万円
ト. <u>前払年金費用</u>	<u>2,456百万円</u>
チ. 退職給付引当金	△51,656百万円

なお、退職一時金・年金制度(適格退職年金制度を除く)において退職給付信託を設定しており、退職給付引当金は退職給付信託の年金資産額7,802百万円と相殺表示しております。

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.5%
ハ. 期待運用収益率	1.5%
うち適格退職年金	3.2%
ニ. 会計基準変更時差異の処理年数	10年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	翌期より6年
ヘ. 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度全額処理

なお、従業員の平均残存勤務期間の再検討を行った結果、数理計算上の差異の費用処理年数を7年から6年に短縮しております。

平成18年度〔平成18年4月1日から平成19年3月31日まで〕損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	896,996
保険料	600,270
再保料	600,227
資産利息	43
預有貸不	187,520
有為そ	134,324
そ	3
年保支責	81,583
支	27,123
責	23,939
	1,674
	41,517
	695
	8,502
	2,480
	109,205
	4
	30,639
	3,266
	73,506
	1,788
経常費用	820,057
保険料	606,666
再保料	241,679
資産利息	70,839
預有貸不	105,818
有為そ	156,229
そ	31,899
年保支責	200
支	100
責	100
	30,975
	2,752
	54
	6,487
	2,775
	15
	2
	6,083
	12,804
	117,817
	64,497
	43,872
	6,872
	8,887
	4,015
	849
経常利益	76,939
特別利益	3,133
固定資産	2,037
減価償却	1,012
特別損失	84
特別損失	15,967
固定資産	2,134
減価償却	6,124
特別損失	3,825
特別損失	2,200
特別損失	90
特別損失	1,592
税法引当	64,105
法人税	341
法人税	18,637
法人税	45,126

- 注1. 保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。
- (1) 前年度において区分掲記していた「不動産動産等処分益（損）」は、当年度から「固定資産等処分益（損）」として表示しております。
 - (2) 当年度から損益計算書の末尾を当期純剰余としております。
2. 子会社等との取引による収益の総額は432百万円、費用の総額は16,164百万円であります。
3. (1) 有価証券売却益の内訳は、
- | | |
|-------|----------------|
| 国債等債券 | 543百万円、 |
| 株式等 | 37,997百万円、 |
| 外国証券 | 2,975百万円であります。 |
- (2) 有価証券売却損の内訳は、
- | | |
|-------|----------------|
| 国債等債券 | 279百万円、 |
| 株式等 | 1,314百万円、 |
| 外国証券 | 4,893百万円であります。 |
- (3) 有価証券評価損の内訳は、
- | | |
|------|-------------|
| 株式等 | 2,760百万円 |
| 外国証券 | 14百万円であります。 |
4. 責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は2百万円であります。
5. 退職給付費用の総額は、13,771百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| イ. 勤務費用 | 3,092百万円 |
| ロ. 利息費用 | 1,977百万円 |
| ハ. 期待運用収益 | △265百万円 |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 | 4,039百万円 |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 | 4,926百万円 |
6. 当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 資産のグルーピング方法
 保険事業の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸不動産等、遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。
 - (2) 減損損失の認識に至った経緯
 不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用 途	減 損 損 失 (百 万 円)		
	土 地	建 物	計
賃貸不動産等	3, 0 8 9	2, 3 1 0	5, 4 0 0
遊休不動産等	2 5 3	4 7 0	7 2 4
合 計	3, 3 4 3	2, 7 8 1	6, 1 2 4

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。